

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
 氏名 松田産業株式会社 代表取締役 松田 芳明
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

沖縄県知事 玉城 康裕



許可の年月日 令和 2年(2020年)10月12日
 許可の有効年月日 令和 9年(2027年)10月11日

複写禁止

1. 事業の範囲

種類	取 扱	石 綿	水 銀	種類	取 扱	石 綿	水 銀
燃え殻	—	—	—	動物系固形不要物	—	—	—
汚泥	○	—	○	ゴムくず	—	—	—
廃油	○	—	—	金属くず	○	—	—
廃酸	○	—	○	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○	—	—
廃アルカリ	○	—	○	鉱さい	—	—	—
廃プラスチック類	○	—	—	がれき類	—	—	—
紙くず	○	—	—	動物のふん尿	—	—	—
木くず	○	—	—	動物の死体	—	—	—
繊維くず	—	—	—	ばいじん	—	—	—
動植物性残さ	—	—	—	産業廃棄物の処理物(第13号廃棄物)	—	—	—

これらのうち水銀使用製品産業廃棄物を含み、特別管理産業廃棄物を除く。積替え保管を含まない。

「取扱」欄の「○」は取扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。

「石綿」欄の「○」は石綿含有産業廃棄物が含まれること、「—」は石綿含有産業廃棄物が含まれないことを示す。

「水銀」欄の「○」は水銀含有ばいじん等が含まれること、「—」は水銀含有ばいじん等が含まれないことを示す。

2. 許可の条件

当該収集運搬業に起因した環境に関する苦情等の申し入れがあつた場合には、直ちにその原因を調査し、適切な措置を講ずること。

3. 許可の更新又は変更の状況

裏面のとおり。

4. 那覇市における積替え許可の有無 有 ・ (無)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)

備考。「優良」の表示は産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有する者と認められたことを示すものです。

事務所の所在地：福岡県福岡市東区箱崎ふ頭六丁目1番7号

事業場の所在地：福岡県福岡市東区箱崎ふ頭六丁目4番20

(裏 面)

3. 許可の更新又は変更の状況

平成10年10月12日 新規許可

令和2年10月12日 更新許可

令和3年11月22日 変更届出 (事務所及び事業場の所在地変更)

令和5年7月4日 変更届出 (事務所及び事業場の所在地変更)

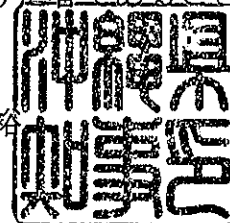
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
氏名 松田産業株式会社 代表取締役 松田 芳明
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

沖縄県知事 玉城 康裕



許可の年月日 令和 5年(2023年) 9月 5日
許可の有効年月日 令和 12年(2030年) 9月 4日

複写禁止

1. 事業の範囲

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。特定有害産業廃棄物を除く。)
廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。特定有害産業廃棄物を除く。)
廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。特定有害産業廃棄物を除く。)
汚泥 (特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。)
(積替え保管を含まない。)

2. 許可の条件

当該収集運搬業に起因した環境に関する苦情等の申し入れがあった場合には、直ちにその原因を調査し、適切な措置を講ずること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成13年9月5日 新規許可
令和5年9月5日 更新許可

4. 那覇市における積替え許可の有無 有 ・ (無)

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)

備考. 「優良」の表示は産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有する者と認められたことを示すものです。

事務所の所在地：福岡県福岡市東区箱崎ふ頭六丁目1番7号
事業場の所在地：福岡県福岡市東区箱崎ふ頭六丁目4番20

(裏面)

複写禁止

取り扱う特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物の種類 有害物質	廃油	廃酸	廃アルカリ	燃え殻	汚泥	鉍さい	ばいじん
水銀又はその化合物	/	-	-	/	-	-	-
カドミウム又はその化合物	/	-	-	-	-	-	-
鉛又はその化合物	/	-	-	-	-	-	-
有機燐化合物	/	-	-	/	-	/	/
六価クロム化合物	/	-	-	-	-	-	-
砒素又はその化合物	/	-	-	-	-	-	-
シアン化合物	/	-	-	/	-	/	/
ポリ塩化ビフェニル	/	-	-	/	-	/	/
トリクロロエチレン	-	-	-	/	○	/	/
テトラクロロエチレン	-	-	-	/	○	/	/
ジクロロメタン	-	-	-	/	-	/	/
四塩化炭素	-	-	-	/	-	/	/
1,2-ジクロロエタン	-	-	-	/	-	/	/
1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	/	-	/	/
シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	/	-	/	/
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	/	○	/	/
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	/	-	/	/
1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	/	-	/	/
チウラム	/	-	-	/	-	/	/
シマジン	/	-	-	/	-	/	/
チオベンカルブ	/	-	-	/	-	/	/
ベンゼン	-	-	-	/	-	/	/
セレン又はその化合物	/	-	-	-	-	-	-
1,4-ジオキサン	-	-	-	/	-	/	-
ダイオキシン類	/	-	-	-	-	/	-

※表中の「○」は取り扱うことができるものを示す。